



NO.560

**「無料体験」にご注意！**  
健康になるという機器の無料体験があると試してみたく  
なりますが、注意が必要です。

**相談** 知人から「今無料で医療機  
器を体験できる。私は肩と腰が良  
くなった」と勧められた。腰痛がひど  
いので会場に行き、どんな病気で治  
るという説明を聞いた。無料体験に  
数回通つと、腰痛が良くなった気が  
した。担当者から、家でもずっと使  
つた方が効果的だと機器の購入を勧め  
られた。「残り1台しかない。100  
万円を80万円に値引きする」と言わ  
れ焦つて契約した。家で毎日使用し  
1カ月後、足がしびれてきて痛くな  
り歩くのも困難になった。担当者に  
相談すると、機器の使用を続けたら  
治ると言われた。半年間使用したが、  
一向に治らずどんどん悪くなつてきた。  
もう使いたくないので返品したい。

相談者が契約したのは、電位治療器で  
した。法律で認められた電位治療器の効  
果効能は、「頭痛・肩こり・不眠症・慢  
性便秘の緩和」だけです。それ以外の効

消費生活センター(ステーションNビル3階) ☎753・5555

能を表示、説明することは認められてい  
ません。スーパー内や空き店舗などで無  
料体験させ、巧みなセールストークで来  
訪者に高額な商品を契約させます。何度  
も会場に通つうちに販売員との間に信頼  
関係が生まれ、家族がいくら注意しても  
本人は聞き入れないケースもあります。  
契約書にはクーリングオフの記載があ  
り、契約書を受け取つて8日以内であ  
れば契約解除できました。センターから業  
者に交渉しましたが、相談者の場合、半年  
以上経過しており、身体の症状と電位治  
療器との因果関係は立証できず解約に応  
じませんでした。しかし、再度「症状が現  
れた時、なぜ医者診察を勧めず、機器  
の継続を勧めたのか。初期対応が間違つて  
いたのではないか。どんな病気で治る  
と誤解させる勧誘は問題がある」と交渉  
し、業者は非を認め全額返金されました。  
被害に遭わないためには、安易に会  
場に行かないようにしましょう。タダ  
より高い物はありません。



**Q** 健康診断で腎機能障害  
と判定され、心配です。

**A** 腎臓は体内の水分や老廃  
物を体外に排出したり、血圧  
やナトリウム・カリウム・カルシウ  
ムなどの電解質のバランスの調節、  
ビタミンDの活性化を通して骨を健  
康に保つなどさまざまな機能を担っ  
ています。腎機能が低下するとそれ  
らの調節機能が障害され水分が体内  
に過剰になり体が浮腫んだり、貧血  
が生じたりさまざまな症状をきたし  
ます。

健康診断では腎機能評価は血液検  
査で血清クレアチニン値・年齢・性  
別を加味して計算式で得られたeG  
FR(イージーエフアル 概算糸球  
体ろ過量)と検尿での尿蛋白量、尿潜  
血の有無などで評価されます。腎機

能はeGFRにより腎機能がステ  
ージ1(正常)〜5(末期腎不全)までの  
5段階に分類されステージ3以上を  
腎機能障害ありと判定します。(eG  
FR 60 ml/min以上が正常です。ご自  
身の結果を再確認してください)

無症状で健康診断で見つかる腎機  
能障害の多くはステージ3で多くは  
軽症〜中等症ですが、尿蛋白量が多  
い場合や腎機能障害を起こしやすい  
糖尿病・高血圧などの基礎疾患を有  
している場合は腎臓専門医に受診が  
推奨されます。ステージ4以上の場  
合は尿蛋白量にかかわらず専門医受  
診が必要で、腎臓専門医の評価が必  
要な基準はガイドラインで定められ  
ています。

尿蛋白などの尿異常、血液検査で  
腎障害が明らかな場合や、eGFR  
60 ml/min未満が3カ月以上続くとき慢  
性腎臓病と診断され長期管理が必要  
です。腎機能障害は初期は無症状の  
場合が多く緩やかに進行しますので  
早期発見が重要です。最近では腎機  
能低下の進行を遅らせる内服薬もあ  
りますので、治療の機会を逸しない  
ように主治医とよく相談してください。

池田市医師会